

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた保育所等に係る基本的対策方針

このたび新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言（以下「今般の緊急事態宣言」という。）が発令され、緊急事態措置が実施されることとなりました。

今般の緊急事態宣言が発令中の保育所等の対応について、次のような対策を徹底することにより、適切に保育等が提供できるよう取り組みます。

1 家庭での感染防止対策

- (1) 毎朝、園児の体温計測や健康観察を行う。
- (2) 毎朝、登園前に園児の体調や家族の県外往来の有無等を体調管理票等に適切に記入する。
- (3) 園児の年齢に応じマスク着用で登園し、また保護者も、送迎時のマスク着用を実施する。
- (4) 園児及び同居の家族に、発熱等風邪の症状がある場合は登園を控え、かかりつけ医などを受診するなどし、解熱後 24 時間以上経過、かつ呼吸器症状が改善傾向となるまで登園を控える。
- (5) 園児及び同居の家族に、「2 園への報告（1）～（4）」に該当する場合は登園をせず、療養・待機とする。※風邪等の症状がない場合において陰性であることの確認の検査を除く
- (6) 登園後、園児が発熱等の症状が見受けられた場合は、すみやかに迎えを実施する。
- (7) 不要不急の外出を自粛するようにする。

2 園への報告

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の項目に該当する場合は、速やかに園へ報告を求める。

- (1) 園児又は同居の家族に発熱等の症状がみられた場合
- (2) 園児又は同居の家族の感染が判明した場合
- (3) 園児又は同居の家族が濃厚接触者に特定された場合
- (4) 園児又は同居の家族が PCR 検査・抗原検査等の検査を受ける場合及び結果

3 園内で感染拡大防止のための対応

(1) 臨時の「家庭保育の協力依頼」対応

園内（園児・職員）で家族等が感染したことによる濃厚接触者の特定（疑いを含む）がされた場合、または園内で感染の可能性がある場合には、家庭保育の協力依頼を行う。

(2) 臨時の休園対応

園内（園児・職員）で感染が判明した場合は、休園の措置を行う。濃厚接触者等の検査結果が判明し、園内での感染拡大の恐れが解消されるまで臨時休園とする。

休園期間中の保育料は、日割り計算し減額を行う。

(3) 検査による感染状況の把握

上記（3-2）臨時の休園が行われた場合には、保健所の PCR 検査が速やかに行われるよう実施支援を行う。必要に応じて市が榛原医師会に委託し、保健所の PCR 検査対象外の園児・職員の PCR 検査等を行う。また、濃厚接触者の特定が遅れた場合についても、必要に応じて市が榛原医師会に委託し抗原検査を実施し、感染状況の把握を行う。

4 園生活における感染対策

(1) 園における施設の消毒について

ドアノブや手すり（特に乳児クラスは園児が手を触れたり口に入れたりするもの）等を中心に1日2回以上、クラスやトイレの手洗い場を1日2回以上、消毒用エタノール等を利用した消毒を行う。

(2) 施設内の換気について

空調の使用時においても、欄間や保育室の出入口を開放するとともに、対角線上の2方向の1つ以上の窓を開け換気を行う。

また、職員室においても同様に換気を心掛ける。

(3) 給食時における感染対策について

- ・給食時前後の手洗い、食事前の手指消毒の徹底。
- ・向かい合わせにならないような席の配慮。
- ・黙食に心掛けるよう指導し、食後はマスクを着用。

(4) 歯みがきについて

口の中の細菌数を減らすことで、予防対策となる。歯みがきのタイミングをずらしたり歯みがきをする場所の換気を良くするなど、3密を避けることは予防効果があるため以下の通り行うようにする。

- ・一斉には行なわない。
- ・間隔を開けて行う。

- ・ 歯みがき中は私語を控える。
- ・ 口を閉じて磨くよう指導する。
- ・ 一度コップに吐き出してから手洗い場に流す。
- ・ 水道は一か所おきに使用する
- ・ 歯みがき後に手洗い場を消毒する。

(5) フッ素洗口について

子どもたちが手洗い場に集中し、飛沫感染の恐れがある為、緊急事態宣言が解除されるまで行わない。

(6) 基本的な衛生指導の徹底について

- ・ 手洗い、マスク着用（室内活動においての3～5歳児）等の感染症対策の徹底。
- ・ 正しい手洗いの実施の指導。
- ・ 個人持ちタオルやハンカチの持参と使用の再確認。

5 ワクチン接種の促進

(1) 保育士、教諭等のワクチン接種について

既に保育士等にワクチン接種を優先的に進めている。9月14日までには2回の接種を完了する予定。

(2) 子育て世代の保護者の優先接種について

子育て世代の保護者の優先接種についても取組みを実施する。

6 人権配慮について

園児やご家族、関係者への誹謗中傷や個人の特典等はしないように、人権に配慮した行動をお願いします。

【参考リンク】

○ 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html__